

でんき契約約款

(関西電力・KDDI)

2021 年 2 月 17 日実施

関西電力株式会社 KDDI 株式会社

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	でんき約款および料金表の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	3
5	そ の 他	4
II	契 約 の 申 込 み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	供給電気方式，供給電圧および周波数	6
9	需 要 場 所	7
10	需給契約の単位	7
11	供給の開始	7
12	供給の単位	7
13	需給契約書の作成	7
III	料金の算定および支払い	8
14	料 金	8
15	料金の適用開始の時期	8
16	検 針	8
17	料金の算定期間	8
18	使用電力量の計量および算定	8
19	料金の算定	8
20	日 割 計 算	8
21	料金の支払義務および支払期日	8

22	料金その他の支払方法	9
23	延 滞 利 息	9
IV	使用および供給	10
24	適正契約の保持	10
25	力率の保持	10
26	需要場所への立入りによる業務の実施	10
27	電気の使用にともなうお客さまの協力	10
28	供給の停止	11
29	供給停止の解除	11
30	違 約 金	11
31	供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
32	損害賠償の免責	12
33	設備の賠償	12
V	契約の変更および終了	13
34	需給契約の変更	13
35	名義の変更	13
36	需給契約の消滅	13
37	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う工事費の精算	14
38	解 約 等	14
39	需給契約消滅後の債権債務関係	15
VI	供給方法, 工事および工事費の負担	16
40	供給方法および工事	16
41	工事費負担金等の申受けおよび精算	16
VII	保 安	17
42	保安の責任	17
43	調 査	17

44	調査に対するお客さまの協力	17
45	保安に対するお客さまの協力	17
46	自家用電気工作物	18
附 則		
	このでんき約款の実施期日	19
別 表		
1	契約負荷設備の総容量の算定	20
2	標準容量換算表	20
3	負荷設備の入力換算容量	23
4	契約容量および契約電力の算定方法	27
5	使用電力量の協定	27

I 総 則

1 適 用

- (1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受ける一般の需要（関西電力以外の者から電気の供給を受けている需要、関西電力が別途定める電気特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕および電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給し、KDDI が関西電力の代理人として、申込受付、料金算定、請求等を実施するとき（ただし、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（関西電力・KDDI）（以下「このでんき約款」といいます。）によります。

なお、電気料金については、KDDI が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

- (2) このでんき約款は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 でんき約款および料金表の変更

- (1) 関西電力および KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、関西電力および KDDI は、変更された税率にもとづき、このでんき約款および料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、関西電力および KDDI は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、このでんき約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき約款および料金表によります。

- (4) (1), (2)または(3)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。）, KDDI は、でんき約款および料金表の変更前は、でんき約款および料金表の変更内容を、変更後は、でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、KDDI は、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 定 義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(6) 特約種別

特約料金表に定める契約の種別をいいます。

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大使用電力

お客さまが使用される電力の最大値をいいます。

(12) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(13) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

- (1) このでんき約款に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) このでんき約款および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと関西電力および KDDI との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認のうえ、関西電力または KDDI 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項

なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ関西電力が通知することがあります。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 関西電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者に提供すること。

ハ 当該一般送配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、関西電力に対し提供すること。

- (3) 関西電力は、契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 当該一般送配電事業者が供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを関西電力および KDDI が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、関西電力および KDDI は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは関西電力および KDDI のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものいたします。この場合、KDDI は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、このでんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力および KDDI の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

8 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。契約種別ごとにいずれの方式を適用するかは料金表のとおりとします。

(1) 方式 A

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(2) 方式 B

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 方式 C

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

9 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

関西電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の契約種別と、料金表に定める 1 契約種別（（2）の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合
供給約款の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力
- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、関西電力および KDDI があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

11 供給の開始

- (1) 関西電力および KDDI がお客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、KDDI は、関西電力およびお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、文書にてすみやかにお客さまに通知いたします。また、関西電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 関西電力および KDDI は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、KDDI は、お客さまにその理由をお知らせし、あらためて関西電力およびお客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、関西電力は、電気を供給いたします。

12 供給の単位

関西電力は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

関西電力または KDDI が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

14 料 金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

15 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表 3（料金の適用開始の時期）のとおりといたします。

16 検 針

検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行います。

17 料金の算定期間

料金の算定期間については、料金表 4（料金の算定期間）のとおりといたします。

18 使用電力量の計量および算定

- (1) KDDI は、託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30 分ごとに計量されるものといたします。）により、料金表 4（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。KDDI は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合等には、料金の算定期間の使用電力量は、原則として別表 5（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと KDDI との協議によって定めます。

19 料金の算定

料金の算定については、料金表 5（料金の算定）のとおりといたします。

20 日 割 計 算

日割計算の方法については、料金表 6（日割計算）のとおりといたします。

21 料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務および支払期日については、料金表 8（料金等の支払い）のとおりといたします。

22 料金その他の支払方法

料金その他の支払方法については、料金表 8（料金等の支払い）のとおりいたします。

ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、関西電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

23 延滞利息

延滞利息については、料金表 9（延滞利息）のとおりいたします。

IV 使用および供給

24 適正契約の保持

関西電力および KDDI は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

25 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

26 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 関西電力は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認

ロ その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

- (2) 当該一般送配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

27 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者、関西電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場

合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

28 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、KDDI は、料金の減額等はい行いません。

29 供給停止の解除

28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

30 違 約 金

違約金については、料金表 10（違約金）のとおりいたします。

31 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、この場合には、KDDI は、料金の減額等はい行いません。

32 損害賠償の免責

- (1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、31（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが関西電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 28（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他関西電力および KDDI の責めとならない理由により事故が生じた場合には、関西電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

33 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の関西電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能な場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、関西電力または KDDI が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、関西電力または KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

34 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合を除きます。）、KDDIは、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに関西電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合、KDDIは、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

35 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの関西電力およびKDDIに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、関西電力およびKDDIが文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

36 需給契約の消滅

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、KDDIに通知していただきます。

当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまがKDDIに通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は契約期間満了日をもって消滅するものといたします。この場合には、KDDIは、契約期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ 38（解約等）によって、関西電力およびKDDIが需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

- ハ KDDI がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- ニ 関西電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。
- ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、関西電力および KDDI との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを託送約款等に定める期間までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

37 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

次の場合には、関西電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量等を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、関西電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。
- (2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量等を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合で、供給設備のうち契約容量等の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量等が増加された契約容量分等を上回るときは、増加された契約容量分等といたします。）について、関西電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、関西電力は、お客さまからその金額を申し受けます。

38 解 約 等

- (1) 関西電力および KDDI は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
- イ お客さまが 28（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合で関西電力および KDDI または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。
- ロ お客さまが料金を料金表 8（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合

八 お客さまが、関西電力の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を関西電力の定める支払期日までに支払われない場合またはこのでんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金もしくは KDDI の提供するサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合

二 このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他このでんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) 関西電力および KDDI は、お客さまの KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合には、需給契約を解約いたします。
- (3) お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、関西電力および KDDI は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (4) (1)、(2)および(3)の場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (5) お客さまが、36（需給契約の消滅）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、関西電力および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

39 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

40 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は，当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

41 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 関西電力が当該一般送配電事業者から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，関西電力は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または関西電力が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者から，工事完成后，工事費負担金等の精算を受けた場合は，関西電力は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，関西電力の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。この場合には，当該一般送配電事業者がその設備を無償で利用できるものといたします。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，関西電力が当該一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，関西電力は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅶ 保 安

42 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

43 調 査

当該一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

44 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を関西電力、当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、43（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

45 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者は、（1）に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配

電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

46 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、このでんき約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 43（調査）
- (2) 44（調査に対するお客さまの協力）

附 則

このでんき約款の実施期日

このでんき約款は，2021 年 2 月 17 日から実施いたします。

別 表

1 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1差込口につき50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1差込口につき100ボルトアンペア

(2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、別表 2 (標準容量換算表)による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

2 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位：キロボルトアンペア)

取付 灯数	負荷設備容量		取付 灯数	負荷設備容量		取付 灯数	負荷設備容量		取付 灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

3 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力〔キロワット〕) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

□ 3相誘導電動機

換算容量 (入力〔キロワット〕)
出力 (馬力) × 93.3パーセント
出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用措置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5

		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）× 70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと関西電力との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 契約容量および契約電力の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力を定める場合は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

5 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取換後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取換後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$